

## 〔論 説〕

## 武力紛争における文化財の保護

佐 藤 義 明

## 1 はじめに

武力紛争の際に文化財が被害を受ける例は、歴史上数多く知られている。そのなかでもよく知られているのが、ギリシアのアテネのパルテノン神殿が、1687年にヴェネチア軍の攻撃によって大きな損傷を被った例である。当時ギリシアを支配していたオスマン帝国がパルテノン神殿に火薬などを貯蔵していたことから、ヴェネチア軍がそれを奪う目的で神殿を攻撃したところ、貯蔵されていた火薬に引火し爆発したのである。このときのパルテノン神殿の被害は、戦闘行為に付随的に生じたものであったといえる。

このような例とは異なり、文化財がもつ象徴的な意味ゆえに、文化財の破壊が攻撃の目的そのものとされることもある。近年でも、アフガニスタンのバーミヤン遺跡の2体の大仏が、2001年に同地の「タリバン政権」——アラブ首長国連邦、パキスタンおよびサウジアラビアのみが正統な政府として承認していた——によって爆破された例や、シリアのパルミラ遺跡のベル神殿が、2015年に同地の「イスラム国」(IS) ——「ダーイシュ過激派」と称される集団——によって爆破された例などがある。バーミヤン遺跡とパルミラ遺跡はいずれも、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の下で、世界文化遺産として登録されていた。これらに対する意図的な攻撃に鑑みると、「過去半世紀にほぼ世界全域で爆発的に展開された『遺産』運動が、…文化遺産…を、国家・民族・共同体の文化

的・宗教的・民族的アイデンティティの誇り高い象徴として提示することにおいて、できすぎた仕事をした」とする「皮肉な」理解もあながち誇張であるとはいえないと思われる<sup>1</sup>。

文化財は、一般に、所有者個人の自由な処分に任されるべき財産ではないと考えられている。例えば、日本の「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」第9条2項は、占領された地域から流出した文化財であると公示されたものを損壊または廃棄した者について、その者が当該文化財の所有者ではない場合に、5年以下の懲役もしくは禁錮または30万円以下の罰金に処するものとするだけでなく、その者がたとえ当該文化財の所有者である場合にも、2年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金に処するものとしている<sup>2</sup>。

そして、文化財は、一方で、「ある国の国民である」または「ある民族の一員である」というアイデンティティの基礎となることから、それが創造された国または当該国の承継国——以下、原産国と呼ぶ——の財産であると考えられる<sup>3</sup>。このような考え方は「文化財ナショナリズム」と呼ばれる。例えば、パーミヤン遺跡の破壊を受けて2003年10月17日にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）で採択された「文化遺産の意図的な破壊の防止に関する宣言」<sup>4</sup>の前文は、文化遺産が文化的なアイデンティ

---

1 バトリック・J・ボイルン「1954年の武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（ハーグ条約）と1954年および1999年の議定書」コリン・コッホ編訳、国立国会図書館訳『ブルーシールド：危険に瀕する文化遺産の保護のために：国際図書館連盟第68回年次大会（2002年グラスゴー）資料保存コア活動・国立図書館分科会共催公開発表会報告集』11, 18頁（2007年）参照。

2 同法については、一般に、林晋「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案：1954年ハーグ条約等の締結に伴う条約実施法の整備」『立法と調査』266号35頁（2007年）。

3 1970年の「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」第4条は、ある国の文化遺産を構成するものとして、(a) 当該国の国民が創造したものまたは当該国の領域内で創造されたもの、(b) 当該国の領域内で発見されたもの、および、(c) 「原産国」の当局の同意を得て当該国の調査団が取得したもの、(d) 自由な合意に基づいて交換されたもの、(e) 「原産国」の当局の同意を得て、贈与されたか購入したかしたものを挙げる。

4 UNESCO Declaration Concerning the Intentional Destruction of Cultural Heritage, available at <[http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=17718&URL](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=17718&URL)

ティや社会的なまとまりの要素であるという理由で、それを意図的に破壊することは人間の尊厳や人権に否定的な結果をもたらすとしている。文化財を国家や民族の歴史的な証拠であると位置づけて、それを参照することによって国家や民族のアイデンティティを保持しようとする政策は、国家統一などの政治的目的で文化財を利用する「発展途上国型」<sup>5</sup>の文化財保護と呼ばれることもある——これに対して、「文化財をより身近な歴史的環境として活用する」政策は、「先進国型」の文化財保護と呼ばれる。この立場からは、自国に由来する文化財が国外に所在することについては、公的被相続財産（public patrimony）の貧困化や、それにとまなう文化産業と観光産業に対する悪影響が問題とされる<sup>6</sup>。

文化財は、他方で、人類の歴史の証拠であり、特定の国の財産ではなく国際社会全体の財産であると考えられることもある。文化財の保護は、原産国に対する物質的な利益のためというよりも、文化の多様性の保全そのものが人類全体に対してもつ利益を保護することになるという理由が必要であると考えられるのである<sup>7</sup>。このような考え方は「文化財インターナショナリズム」と呼ばれる。この考え方によれば、文化財に関する政策形成においては、その保全とそれに関する学術的な情報の記録が核心的な目的となるのに対して、いずれの国がそれを保持したり展示したりするかは、保全などの目的を達成するための手段または二次的な目的にすぎない<sup>8</sup>。そこで、文化財の保全のための予算や技術が不十分な原産国が文化

---

[\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](#)).

- 5 齋藤英俊「文化財登録制度導入の意義」『建築雑誌』1400号26, 27頁（1997年）。
- 6 See Francesco Pineschi, *The Evolving Framework for the Protection of Cultural Heritage in International Law*, in CULTURAL HERITAGE, CULTURAL RIGHTS, CULTURAL DIVERSITY: NEW DEVELOPMENTS IN INTERNATIONAL LAW 3, 16 (Silvia Borelli & Federico Lenzerini eds., 2012). 文化財を正当に所有しうる主体はその原産国のみであるという前提がこの立場にあるとすると、次に述べる「文化財インターナショナリズム」の立場からは、文化財をそれと特定の紐帯をもつ特定の国が独占することができるとする根拠そのものがはたして存在するか問題になると思われる。
- 7 See *id.* at 9.
- 8 See Jane Warring, Comment, *Underground Debates: The Fundamental Differences of Opinion that Thwart UNESCO's Progress in Fighting the Illicit Trade in Cultural Property*, 19 EMORY INTL L.J. 227, 262 (2005).

財を保持することは、文化財の劣化や滅失につながるおそれがあることから、国際公益に適わないと考えられることになる。文明国であれば、文化財をその所有者個人がほしいままに破壊することを認める国などないところ、それと同様の考え方で、2003年の文化遺産意図的破壊防止宣言は、所在国の意思に反してすら文化財は保護されるべきものであることを宣言し、文化財の保護において主権の壁を打ち破る一助になったといわれる<sup>9</sup>。文化財を保護する能力または意思をもたない原産国が文化財の「返還」を主張するならば、そのような主張は「破壊的抱込み主義」と呼ばれ批判されるのである<sup>10</sup>。原産国は、文化財の保全の点で十分な措置が可能な所在国からそれを「返還」させるために労力を払うのではなく、自国に所在する遺跡が今後盗掘されることを防止したり、現在保持している文化財の保全に努めたりするべきであると考えられるのである<sup>11</sup>。

日本の文化財保護法第2条1号は、「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」を同法の保護すべき文化財であると定義する（強調筆者）。この規定には、「文化財ナショナリズム」の考え方が反映されている。これに対して、同法第27条2項は、文化財のうちで「国宝」に指定されるべきものとして、「国民の宝たるもの」であり、かつ、「世界文化の見地から価値の高いもの」を挙げる（強調筆者）。この規定には、「文化財ナショナリズム」に加えて、「文化財インターナショナリズム」の考え方も現れている<sup>12</sup>。このように、これら2つの考え方は、両立し補強しあう

---

9 See ALESSANDRO CHECHI, THE SETTLEMENT OF INTERNATIONAL CULTURAL HERITAGE DISPUTES 255 (2014).

10 See John Henry Merryman, *Two Ways of Thinking About Cultural Property*, 80 AM. J. INTL L. 831, 846 (1986).

11 See Warring, *supra* note 8, at 301.

12 文化財保護法第27条1項は、重要文化財に指定されるものを、日本またはその伝統的文化に直接的に関係しているものに限定し、西洋の絵画はそこに含まないものとしている。それゆえ、同条項は「文化財ナショナリズム」に基づくものであると考えられる。これに対して、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」第3条2項2号は、登録美術品として登録されるものに西洋の絵画も含まれるものとして、「文化財インターナショナリズム」に従っていると考えられる。後に詳しく紹介する1954年の武力紛争文化財保護条約の国内実施法である武力紛争文化財保護法の下で保護されるものとして文部科学大臣が指定する特定文化財に、西洋の絵画などを含めるべきであると主張される。坂本博「文化の赤十字：ブルーシールドの現状と課題」

こともある。しかし、ある文化財をどのように扱うかに関する最終的な決定権を誰がもつのかという点で、この2つの立場は原理的に緊張関係に立つ。「文化財ナショナリズム」は、文化財を基本的に原産国の財産であり「人類の共同遺産」のようなものではないと考えることから、その保護に他国が協力するべきことは当然には要請されないことに注意する必要があるのである。

この点で示唆的なのは、第2次世界大戦の際に、合衆国が原爆投下の目標を当初京都とした理由が、京都には日本を象徴する文化財が集中していることから、その破壊が日本人に心理的衝撃を与えることを期待できると考えられたためであったこと、そして、京都への原爆投下を回避した理由も、文化財の破壊によって日本人が連合国に対する悪感情を強め、戦後の和解が不可能になるおそれのためであったことである<sup>13</sup>。「文化財ナショナリズム」の観点からは、ある国が敵対国に所在する文化財を保護するかどうかは、政治的な利害計算に基づいて決定されることになるのである。これに対して、「文化財インターナショナリズム」の観点からは、文化財は「人類の共同遺産」<sup>14</sup>のようなものであり、その保護は国際公益であると考えられることから、国際法による保護が当然に要請されることになる——いっそう正確にいうならば、いずれの国の領有権の主張も認めないところに眼目のある「人類の共同遺産」というよりも、いずれの国の恣意的な取扱いも認めるべきではないとする「人類の共通関心事項」という方が本質に近い<sup>15</sup>。このような法の発展を受けて、文化財の保護に関しては、

---

『レファレンス』2008年11月号5, 19頁注64参照。この主張は「文化財インターナショナリズム」の立場に立つものであると思われる。

13 五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』148-49頁（講談社学術文庫、2005年）参照。平田里沙「ポストコンフリクト地域における文化遺産の復興プロセス：国際社会の役割」『世界遺産学研究』1号74, 75頁（2015年）も参照。

14 「人類の共同遺産」という概念はとりわけ1970年代に強く主張され、深海底（「海洋法に関する国際連合条約」第136条）や月（「月その他の天体における国の活動を律する協定」第11条1項）について採用されたものである。しかし、1812年にすでに、カナダの裁判所は文化財が戦時の没収の対象とならない理由として、それが「全人類の共通遺産」であるとしていたといわれる。See M. Cherif Bassiouni, *Reflections on Criminal Jurisdiction in International Protection of Cultural Property*, 10 SYRACUSE J. INTL L. & COM. 281, 288 n.19 (1983) (citing Case of the Vessel Marquis de Somereuils (1812), Stewart's Vice-Admiralty Reports for Nova Scotia, 1803-1813, at 482).

少なくとも、国際連合憲章第2条7項の下で保護される国内管轄事項に含まれると主張することはもはや可能ではないと指摘されることもある<sup>16</sup>。

これら2つの立場の対立が解消されていないことを反映して、文化財に関する国際法は「分裂し、一貫性を欠き、実効性のないシステム」になっているという指摘もある<sup>17</sup>。本稿は、このような2つの考え方を背景として、先に挙げたパルテノン神殿の場合のような付随的な損傷と、バーミヤン遺跡の爆破のような意図的破壊とを区別し、それぞれの防止のために国際法がどのような制度を発展させてきたか、そして、現行の制度はどのような有用性と限界とをもっているのかを検討する。

## 2 付随的損傷の予防

国際法は、武力紛争の際に攻撃の対象とすることが許されるものと、それが許されないものとを区別する原則を発達させてきた。攻撃の対象とすることが許されるものは、その破壊が攻撃国に軍事的利益を与えるもの（軍事目標）であり、それが許されないものは、軍事目標以外のものすなわち民用物であるとされる。この原則は軍事目標主義と呼ばれる。この原則を実現するために、被攻撃国には、軍事目標と民用物とを識別可能な状態にしておくことが期待され、攻撃国には、識別可能な民用物を攻撃の対象としないこと、とりわけ、軍事目標と民用物とを無差別に攻撃することを慎むことが義務とされる。もっとも、民用物に対する危険を考慮しても、それに近接する軍事目標を攻撃する軍事的必要があまりにも高い場合には、攻撃が許される。このような国際法の原則は、慣習法として発展し、1907年に第2回万国平和会議で採択された「戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ関スル条約」（ハーグ第9号条約）をはじめとして、数々の条約で宣言されてきた。

文化財を保護するための条約は、武力紛争法の軍事目標主義の下で発展してきた。その先鞭をつけたのは、国内法であるが、1863年4月24日の

---

15 See Pineschi, *supra* note 6, at 18-19.

16 See Roger O'Keefe, *World Cultural Heritage: Obligations to the International Community as a Whole?*, 53 INTL & COMP. L.Q. 189, 206 (2004).

17 See Jordana Hughes, Note, *The Trend Toward Liberal Enforcement of Repatriation Claims in Cultural Property Disputes*, 33 GEO. WASH. J. INTL & ECON. 131 (2000).

合衆国のいわゆる「リーバー法」の第 35 条である<sup>18</sup>。国際法としては、これも第 2 回万国平和会議で採択された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(ハーグ第 4 号条約)の付属書である「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」であった<sup>19</sup>。陸戦法規慣例規則第 27 条は、「歴史上ノ記念建造物」が「軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限、之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル為、必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノ」としている。同様の規定は、先に挙げた戦時海軍砲撃条約の第 5 条にも盛り込まれている。これらの規定は、「歴史上ノ記念建造物」が民用物のなかでも特別な保護に値するものであることを宣言した点で画期的なものであった。しかし、「成ルヘク」という修飾が付されていることに現れているとおり、文化財の保護は努力目標とされており、文化財を確実に保護するための具体的な措置を文化財所在国と攻撃国それぞれに義務づける内容ではないところに限界もあった。

文化財を保護するためになされるべき措置の具体化は、1922 年のワシントン会議で設置されたハーグ法律家委員会が起草した空戦規則草案で進められた。同草案の第 25 条は、「歴史上の記念建造物」が爆撃による損害をできるかぎり免れるべきであるとして、一定のデザインの標識を掲示するものとし、その濫用は背信行為とみなされると規定している。また、第 26 条は、「重要な歴史上の記念建造物」の周囲に 500m を超えない幅の保護地帯を設けることができること、それは平時に他国に通告されるべきこと、開戦前に設定した保護地帯を戦時に撤回することは禁止されること、保護地帯を識別するための標識を設置するべきこと、保護地帯の軍事的使用は禁止されることなどを規定するとともに、これらの遵守を確保する査

18 *Reprinted in* The Lieber Code: Instructions for the Government of Armies of the United States in the Field by Order of the Secretary of War, *in* THE LAW OF WAR: A DOCUMENTARY HISTORY 158 (Leon Friedman ed., 1972).

19 これに先立ち、条約のように法的拘束力をもつ文書ではないが、1874 年 8 月 27 日のブラッセル宣言は、第 8 条で歴史的記念物の破壊者を訴追するべきことなどを規定し、また、第 17 条で、軍事的目的のために利用されていないかぎり、宗教的建造物などが攻撃対象とされてはならず、そのような建造物であることをあらかじめ特殊標章によって表示しておくべきことを規定している。See Declaration of Brussels Concerning the Laws and Customs of War Adopted by the Conference of Brussels, *id.* at 194, 195, 197. この宣言は強い影響力をもち、その内容が後の条約に編入されていったといわれる。See Pine-schi, *supra* note 6, at 8.

察委員会を設置するものとしている<sup>20</sup>。この空戦規則草案は条約として効力を生じることにはなかったものの、これらの規定は、その後の条約の発展に大きな示唆を与えることになった。

この他に、第1次世界大戦から第2次世界大戦までの時期の注目すべき条約として、米州諸国会議（Pan-American Union）が1935年に採択した「レーリヒ条約」、すなわち「芸術上及び科学上の施設並びに歴史上の記念工作物の保護に関するワシントン条約」がある。この条約は、当事国がアメリカ地域の国々に限られているものの、1954年の「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」を先取りする内容を含んでいることや、合衆国が当事国となったことから、大きな影響力をもった。合衆国は、武力紛争文化財保護条約の当事国となる前の時期から、同条約の規定する標章を尊重すべきことを軍の指針としていたが<sup>21</sup>、それは、同国がレーリヒ条約の当事国であり、かつ、武力紛争文化財保護条約の締約国の間では同条約の特殊標章をもってレーリヒ条約第3条に規定する識別旗に代えるものとされていた（武力紛争文化財保護条約第36条2項）からであると考えられる。

また、この時期に、赤十字国際委員会は、文化財の所在する都市を非武装化することによって、そこに所在する文化財を攻撃の対象とさせないようにしようとする「開放都市運動」を推進した。この運動の影響もあって、第2次世界大戦の際には、アテネ、パリ、ブラッセル、ローマなどが陸戦法規慣例規則第25条に基づく無防備都市であると宣言されている。この運動は第2次世界大戦後に引き継がれている。例えば、日本においても、京都および奈良を非武装化し、武力紛争文化財保護条約の下で特別保護の対象にしようとする運動がおこなわれた<sup>22</sup>——もっとも、そのような

---

20 See Patrick J. Boylan, Review of Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict, CLT-93/WS/12, UNESCO, 1993, at 27-28.

21 岩本誠吾「アメリカ空軍省作成の『指揮官のための武力紛争法便覧』I」『新防衛論集』17巻1号87, 103-04頁（1989年）参照。このことは、合衆国が条約を批准するかどうかについては選択的であるものの、慣習法であると認められる規則や、内容的に同意できる規定は、たとえ合衆国が当事国となっていない条約の規定と同じ内容であっても、軍事教育に取り入れるという柔軟な姿勢をとっている現れであると指摘される。同翻訳87頁参照。

22 平賀あまな「『武力紛争の際の文化財保護のための条約』と日本国内における



運動の前提は、無防備都市の宣言を自治体がおこなうとする解釈であるが<sup>23</sup>、無防備都市を宣言する権限をもつ主体は、中央政府または対象地域を管轄する軍司令官であり、当該都市を軍事的に利用しないように軍を指揮する権限をもたない自治体はそこに含まれないと考えられる<sup>24</sup>。

第2次世界大戦が勃発した後にも、連合国は、1943年1月5日に、掠奪を非難する「敵国の占領地域における掠奪行為に対する連合国宣言 (Inter-Allied Declaration Against Acts of Dispossession Committed in Territories Under Enemy Occupation of Control)」を採択したり、合衆国が「戦争地域における美術的・歴史的記念物の保護および救助のためのアメリカ委員会 (American Commission for the Protection and Salvage of Artistic and Historic Monuments in War Areas; The Roberts Commission)」を設立したりしている<sup>25</sup>。しかし、第2次世界大戦では、多くの文化財が被害を受けた。日本でも、第2次世界大戦の際の焼失によって206棟の国宝建造物が指定を解除された。この数は、それ以外の理由による文化財指定解除総数の5倍に当たるといわれる<sup>26</sup>。このような経験を踏まえて、ユネスコの主導によって武力紛争文化財保護条約および同条約(第1)議定書が採択された。1938年に国際連盟の下で国際博物館事務局 (International Museums Office; IMO) が作成した「戦時における歴史建造物および芸術作品の保護に関する条約仮草案」がこの条約の原型となっ

---

批准促進活動』『日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)』2005年9月411-12頁参照。

- 23 例えば、澤野義一「武力紛争の際の文化財保護条約(ハーグ条約)とその国内的活用: 日本国憲法9条に基づく非戦・非武装地域実現のために」『大阪経済法科大学法学研究所紀要』41号1,3頁(2007年)参照。
- 24 岩本誠吾「『無防備地域』の宣言主体: 1977年ジュネーブ諸条約追加第1議定書第59条の解釈をめぐる」『新防衛論集』17巻4号95,100-02頁(1990年)参照(無防備都市であると宣言することが可能な時期についても、武力紛争が開始する前ではなくその開始後にかざられると指摘する)。
- 25 平賀あまな、斎藤英俊「『武力紛争の際の文化財保護のための条約(1954年ハーグ条約)』設立の経緯と日本の関与: 国際社会における文化財保護と日本(その1)」『日本建築学会計画系論文集』588号195,197頁(2005年)参照。連合国は、一見したところでは合法的に見える強制的売買も無効であるとした。
- 26 高橋暁、益田兼房「文化遺産保護と紛争に関する国際規範形成の歴史」『歴史都市防災論文集』4号225頁(2010年)参照。

た<sup>27</sup>。この条約は、武力紛争の際の文化財の保護の問題を現在考えるうえで最も基本となる条約である。同条約を補強するために、1999年にはその第2議定書が採択されている。

日本は、この条約を批准してこなかったが、2004年に「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」と「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が制定されたことを契機として、2007年にこの条約とその2つの議定書を批准した。国際人道法違反処罰法第3条は、「重要な文化財として政令で定めるもの」を破壊した者を7年以下の懲役などに処するものとしている。ここで、「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律第3条の重要な文化財を定める政令」は、「重要な文化財」とは武力紛争文化財保護条約の下で特別保護の対象とされた文化財および同条約第2議定書の下で強化保護の対象とされた文化財を指すと規定している。国民保護法第125条1項は、武力攻撃事態等において、文化財の滅失などを防止するために、文化庁長官が文化財の所有者などに、保護のために措置を講じるように命令することができると規定している。国宝の所有者などがそれに従わない場合には、文化庁長官が必要な措置をみずからとることができるものとされる（同4項）。そして、日本は、2007年に武力紛争文化財保護条約などを批准するに先立って、その国内実施法として武力紛争文化財保護法を制定している<sup>28</sup>。

---

27 七海由美子「ハーグ条約について：ユネスコの文化財保護関連条約の出発点」『ACCU ニュース』351号6頁（2005年）参照。IMOの仮草案は、連盟理事会および連盟総会に提出された。連盟総会は、それを条約として採択するための外交会議をハーグで開催することを決定したが、第2次世界大戦が勃発したことから、外交会議を開催することはできなかった。香西茂「武力紛争の際の文化財の国際的保護」『戦争と平和』9号37,38頁（2000年）参照。この仮草案の注目される点は、文化財の避難施設を保護する条件として、国際的な査察を拒まないことを挙げていたことなどである。平賀、斎藤前掲論文（注25）197頁参照。

28 日本国民以外の者が日本国外で第2議定書第15条1項e号に該当する行為をおこなった場合には、刑法第4条の2に基づいて、同法の窃盗罪（第235条）や横領罪（第252条）などが適用されることから、武力紛争文化財保護法にそれらの行為の処罰規定を新設する必要はなかった。これに対して、日本国民以外の者が日本国外で盗取した文化財の取引に刑法第256条の盗品等関与罪は適用されないと考えられたことから、武力紛争文化財保護法第10条は、日本国内におけるそのような文化財の取引を禁止し、その散逸・滅失を防止

武力紛争文化財保護条約は、文化財の保護に関する最低限の基準を設定する条約として、同条約が与える文化財に対する保護の程度を弱める特別の協定の締結を禁止している（第24条2項）。そして、文化財所在国に文化財を“safeguard”する——公定訳は「保全」と訳しているが、「生物の多様性に関する条約」の場合のように「保全」は“conserve”の意味で用いられることが通常であるので、「予防措置」と訳すか、世界貿易機関（WTO）協定の附属書「セーフガード協定」の場合のように、原語のままにするかすることが望ましいと思われる——義務を課すとともに、文化財所在国と攻撃国に文化財を尊重（respect）する義務を課している。すなわち、軍事目標主義の下で、文化財所在国には文化財を軍事的な目的のために利用しない義務を、攻撃国には文化財を攻撃の対象としない義務を課しているのである。もっとも、攻撃国が文化財を尊重する義務は、「軍事上の必要に基づき当該義務の免除が絶対的に要請される（imperatively require）場合に限り、免除され得る」（第4条2項）。ここでいう「軍事上の必要」は、軍事上の利益を広く指すものではなく、自国の軍人または文民の生命・身体の安全を確保する利益に限られると考えられている<sup>29</sup>。

武力紛争文化財保護条約は、「動産の文化財を収容するための限定された数の避難施設、限定された数の記念工作物集中地区及びその他の特に重要な不動産の文化財」については、特別に保護する制度を創設している<sup>30</sup>。特別保護の対象として一覧表に登録されるためには、当該文化財が工業地区および重要な軍事目標——幹線道路や鉄道を含む——から「十分

---

するものとしている。島田真琴「イギリスにおける盗失・略奪美術品の被害者への返還に関する法制度」『慶應法学』21号79, 102-04頁（2011年）参照（ただし、武力紛争文化財保護法第10条の対象となる「被占領地域流出文化財」については、その指定手続が複雑であり、その対象は限定的であることから、同条が「機能する場面はあまり考えられない」と評する）。なお、島田同論文104-06頁も参照（「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」による保護の対象となる「特定外国文化財」についても、その対象は限定的であり、同法による規制は「実質的にはほとんど機能していない」と評する）。

29 坂本前掲論文（注12）13頁注33参照。

30 民用物のなかでも特別な保護の対象となる建造物などは同じ地域に集中させることが、攻撃側がそれらを尊重する動機を強化するために重要であるといわれる。藤岡真理子他「1954 ハーグ条約に基づく履行状況報告書とその内容：『武力紛争の際の文化財保護のための条約』の履行状況とその課題（その1）」『日本建築学会計画系論文集』626号897, 901頁（2008年）参照。

な距離」を置いていなければならないとされる（第8条1項a号）。文化財が幹線鉄道などの付近に所在する場合には、「武力紛争の際に当該軍事目標を使用しないこと」および運送の転換を約束しそのための計画を平時において準備することを要件として、特別保護の対象とすることができる（第8条5項）。特別保護は「やむを得ない軍事上の必要（unavoidable military necessity）がある例外的な場合にのみ」停止される。

武力紛争文化財保護条約第20条において同条約の「不可分の一部」をなすものとされる「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の施行規則」の第4条は、文化財所在国とその敵対国に代わって行動する利益保護国が合意によって——3週間以内に両国が合意に至らない場合には、国際司法裁判所長によって——、ユネスコ事務局長が作成する国際的名簿のなかから、文化財監理官（Commissioner-General）を任命するべきことを規定している。文化財監理官は、1967年の「第3次中東戦争」の際などに任命され、現地に派遣されており<sup>31</sup>、武力紛争文化財保護条約の創設した新機軸であると評価される。もっとも、文化財監理官を選任することが困難な場合も少なくないことから、実際には、ユネスコ事務局長の私的代表がそれに代わる役割を果たすことが多いとも指摘されている<sup>32</sup>。

武力紛争文化財保護条約は、保護されるべき文化財の識別を容易にするための特殊標章のデザインも規定している。この特殊標章は、ブルーシールドと呼ばれる<sup>33</sup>。なお、ブルーシールドの色は「ロイヤル・ブルー」とされるが（武力紛争文化財保護条約第16条1項）、それよりも明るい青の方が視認性の高さが確保できると指摘される<sup>34</sup>。赤十字については、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律」が第1条で赤十字の標章をみだりに用いることを禁止し、第4条でそれに違反した者に6月以下

---

31 七海前掲短信（注27）6頁参照。

32 *See Practical Advice for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict, in PROTECTION OF CULTURAL PROPERTY IN THE EVENT OF ARMED CONFLICT: REPORT ON THE MEETING OF EXPERTS (GENEVA, 5-6 OCTOBER 2000) 161 (María Teresa Dutli ed., 2002).*

33 掲示されているブルーシールド標章の写真として、平賀あまな、斎藤英俊「国際社会における文化財保存理念の形成と協力システム構築に関する研究：日本の国際貢献の歴史と未来」『東京文化財研究所年報2003』143頁。

34 *See Practical Advice for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict, supra note 32, at 158.*

の懲役または30万円以下の罰金を科すものとしている<sup>35</sup>。これに対して、ブルーシールドについては、武力紛争文化財保護条約第17条3項が武力紛争の際についてのみ保護を義務づけていることを反映して、文化財保護法第6条が、「武力攻撃事態」においてのみその使用を保護している。この点については、赤十字の場合と同様の法律を制定し、それが平時においてもみだりに用いられないように確保するべきであると主張されている<sup>36</sup>。

なお、特殊標章については、それが掲示されるとかえって攻撃の対象となるという危惧が表明されている。実際に、旧ユーゴスラヴィア紛争の際には、ブルーシールドの標識があったことによって攻撃を受けたという報告があり<sup>37</sup>、また、文化財の輸送の際に標章を掲示していたところ攻撃の対象とされたことから、文化財の輸送などは秘密裏におこなわざるをえず、標章の付いた身分証明書を所持していた文化財保護要員も被占領地から撤退することになったともいわれる<sup>38</sup>。このような危惧に対しては、赤十字の標章が掲示されていても攻撃を受けることは少なくないが、それを使用するべきではないと提案されることがないのと同じように、文化財の特殊標章も掲示するべきであると主張される<sup>39</sup>。

武力紛争文化財保護条約の下では、バチカン市（1960年登録）、ドイツの文化財避難施設（1978年登録）、オランダの文化財避難施設3か所（1969年に6か所登録されたが、そのうち3か所は同国政府の要請によって1994年に登録解除された）が特別保護の対象として登録された<sup>40</sup>。特

35 商標法第4条1項4号も、赤十字の標章などは商標登録を受けることができないと規定している。

36 坂本前掲論文（注12）20頁参照。

37 原本知実「民族紛争における文化財破壊：ボスニア・ヘルツェゴビナの事例から」『国際公共政策研究』13巻2号127、135-36頁（2009年）参照（もっとも、攻撃の対象の多くはユーゴスラヴィア連邦時代に連邦政府が作成していた文化財の一覧表に基づいて選定されており、標識が掲示されていないものも攻撃の対象にされたと指摘する）。

38 藤岡他前掲論文（注30）901頁参照。

39 ジョージ・マッケンジー「ブルーシールド：文化遺産保護の象徴」コッホ編訳、国立国会図書館訳 前掲書（注1）29、31頁参照。

40 1972年にクメール共和国（カンボジア）がアンコール遺跡などの特別保護としての登録を申請した際には、申請した政府は正統政府であると認められないという異議が複数の国から寄せられ、登録手続が進められなかった。See

別保護の制度は期待されたほどには利用されなかったのである。その最も大きな理由は、対象文化財が重要な軍事目標などと「十分な距離」を置いていることが要件とされたことであつた<sup>41</sup>。

例えば、日本は、条約締結交渉において、幹線鉄道に迂回路が存在しない場合には「十分な距離」がなくとも付近の文化財を特別保護の対象にすることを認めるという修正案を提出し、幹線鉄道が付近を通る京都や奈良を例外的に都市全体として特別保護の対象にしようと試みたが、その提案は受け入れられなかった<sup>42</sup>。日本の文化財保護委員会は、条約修正案が受け入れられなかったことから、京都および奈良を複数の文化財中心地区として登録し、実質的に都市全体を保護しようとする方針に転換した<sup>43</sup>。1955年に用意されたこの条約の国内実施法案は、文化財の付近に存在する高压線を移動すること、平時から運輸転換計画を策定すること、そして、武力紛争時に文化財保護をおこなう人員の確保などを規定しようとするものであつた<sup>44</sup>。しかし、この法案は、関係省庁の合意が成立しなかったことから放棄された<sup>45</sup>。日本の政府は、1958年にもこの条約の国内実施

---

JIRÍ TOMAN, THE PROTECTION OF CULTURAL PROPERTY IN THE EVENT OF ARMED CONFLICT: COMMENTARY ON THE CONVENTION FOR THE PROTECTION OF CULTURAL PROPERTY IN THE EVENT OF ARMED CONFLICT AND ITS PROTOCOL, SIGNED ON 14 MAY, 1954 IN THE HAGUE, AND ON OTHER INSTRUMENTS OF INTERNATIONAL LAW CONCERNING SUCH PROTECTION 108-09 (1996).

- 41 可見英里子「武力紛争の際の文化財保護のための条約（1954年ハーグ条約）の考察：1999年第二議定書作成の経緯」『外務省調査月報』2002年3号1, 17-18, 32頁参照。
- 42 平賀、斎藤前掲論文（注25）199頁参照。平賀あまな、斎藤英俊「『武力紛争の際の文化財保護のための条約（1954年ハーグ条約）』成立過程の議論にみられる日本の役割：国際社会における文化財保護と日本（その2）」『日本建築学会計画系論文集』608号211, 217頁（2006年）も参照。さらに、平賀あまな「『武力紛争の際の文化財保護のための条約』成立への日本の関与と文化財概念」『日本建築学会大会学術講演梗概集（東海）』717頁（2003年）参照。
- 43 平賀あまな「『武力紛争の際の文化財保護のための条約』批准に向けた日本の取り組み」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』121, 122頁（2006年）参照。
- 44 平賀あまな「『武力紛争の際の文化財保護のための条約』批准のための国内法案にみられる文化財概念」『日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）』511-12頁（2004年）参照。
- 45 平賀あまな、斎藤英俊「『武力紛争の際の文化財保護のための条約（1954年

法案を策定したが、国際的な距離基準が存在しないとして、制定は見送られた<sup>46</sup>。国内法の制定には国際的な基準の確立が前提となるとして、「十分な距離」に関する国際的な基準が確立するまで国内実施法を制定することができないので、条約を批准することもできないとしたのである<sup>47</sup>。「十分な距離」の基準については、500 mを基準とするという考えや<sup>48</sup>——1938年にIMOによって作成された戦時歴史建造物等保護条約仮草案第5条は、軍事目標から最低500m離れている記念物を特別保護の対象にすると規定していた<sup>49</sup>——、個々の事情に則して解釈すればよいとする考えなどがあったのである<sup>50</sup>。なお、戦時歴史建造物等保護条約仮草案第4条は、文化財避難施設が軍事目標から最低20km離れている場合に、攻撃の対象にしてはならないと規定していた<sup>51</sup>。

この他にも、特別保護の制度がほとんど利用されなかった理由としては、特別保護の対象は事前に登録しておくことが要求されることから、平時にあえて登録の労をとる国が少なかったこと、特別保護への登録申請に対して1か国でも異議を申し立てた場合には、仲裁判決によって異議が承認されないか、当該異議が当事国の3分の2以上の賛成を得ることなく承認されないかして初めて登録されるというように手続的に負担が重かったこと（武力紛争文化財保護条約施行規則第14条および第15条2項）、そして、文化財避難施設については、文化財の所在について秘密を保持しようとする国が登録を躊躇したことなどが挙げられる<sup>52</sup>。

---

ハーグ条約』批准に向けた日本の活動：国際社会における文化財保護と日本（その3）』『日本建築学会計画系論文集』628号1409, 1411頁（2006年）参照。

46 平賀、斎藤同論文1414頁参照。

47 平賀前掲梗概（注43）121-22頁参照（この基準について、文化財保護委員会は、ユネスコ本部や各国に照会したり、締約国会議にオブザーヴァーとして参加し、情報を収集したと指摘する）。平賀前掲梗概（注42）718頁も参照。さらに、藤岡他前掲論文（注30）898頁参照。

48 岡田孝平「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」『季刊文化財』1号8, 16頁（1954年）参照。

49 See Boylan, *supra* note 20, at 31.

50 可見前掲論文（注41）8頁参照（ユネスコ事務局の回答として紹介する）。

51 See Boylan, *supra* note 20, at 31.

52 See TOMAN, *supra* note 40, at 107（文化財の所在を秘匿するべきであるという主張に対しては、そうしてしまうと、その所在国または占領国が当該文化財にアクセスし、温度や湿度の管理などの十分な保存措置を講ずることが困難

このような武力紛争文化財保護条約の機能不全を受けて、1999年に武力紛争文化財保護条約第2議定書が採択された。この議定書が採択された背景には、文化財所在国における文化財の指定や保護の制度が整備されてきたことがある<sup>53</sup>。同議定書は、とりわけ「人類にとって最も重要な文化遺産」に対する「強化された保護」の制度を創設したところに特徴がある。この制度が創設された背景には、1972年に世界遺産条約が採択され、文化財が人類の「遺産」であるとする概念が確立してきたことがある<sup>54</sup>。もっとも、同議定書は、世界遺産条約の下で登録された文化遺産を自動的に強化保護の対象とすることを回避した。世界遺産条約の下での文化遺産の概念については、その要件である代表性が「顕著な普遍的価値 (outstanding universal value; OUV)」がどのように代表されているかという問題から、国ごとの遺産数の問題へと再定義されたと指摘されている<sup>55</sup>。強化保護制度の目的は、国ごとの遺産数のバランスという政治的衡平の実現ではなく、文化財の価値に応じた保護であることから、世界文化遺産をその対象として自動的に認めるのではなく選択的に認めるために、第2議定書は世界遺産条約の「顕著な普遍的価値を有するもの」という基準の採用を回避したと考えられるのである<sup>56</sup>。もちろん、世界遺産制度とりわけ

---

になり、その劣化を放置することになる。そこで条約当事国は、文化財が持ち去られる危険と比較衡量したときの「小さい方の悪」として、特別保護の要件として文化財避難施設の登録を求め、十分な保存措置を確保しようとしたと指摘する)。

53 香西茂「武力紛争の際の文化財の国際的保護」『第17回文化遺産国際協力コンソーシアム研究会：危機のなかの文化遺産：報告書』24, 25頁(2016年)参照。なお、文化遺産について、「貴重なものを保存するという『保護』の概念から、遺産と現代の生活が両立するという『共生』の概念に変化してきている」といわれる。松岡裕佑他「アジア近現代建築思潮その8：日本の東南アジアにおける文化遺産保護活動の情勢報告」『2002年度日本建築学会関東支部研究報告集』569, 572頁参照。

54 香西前掲論文(注27)42, 45頁参照。なお、1972年はストックホルム人間環境会議が開催された年でもある。

55 七海由美子「世界遺産の代表性」『外務省調査月報』2006年1号1, 20, 30頁参照。

56 高橋暁「『武力紛争の際の文化財の保護のための条約』(1954年ハーグ条約)第2議定書の運用指針案作成に関する考察」『日本建築学会大会学術講演梗概集(中国)』771, 772頁(2008年)参照。



危機遺産制度と強化保護制度とは相互に補強しあうべきものである。1993年にユネスコ第 141 回執行会議は、世界文化遺産をもつ世界遺産条約と武力紛争文化財保護条約両方の締約国に対して、国内の世界文化遺産を特別保護に申請するかどうか検討するよう要請している<sup>57</sup>。また、次に紹介する第 2 議定書の政府間委員会が作成した同議定書運用指針は、平時における予防措置を充実させるための情報交換の奨励などを盛り込み、人為的な災害などに対する世界遺産条約制度の下での世界遺産危機削減戦略と連携を図ることを可能としている<sup>58</sup>。さらに、世界文化遺産への推薦と強化保護の申請とを同時におこなえるように、書式の調整も提案されている<sup>59</sup>。

強化保護制度は、その対象となるために文化財が軍事目標と「十分な距離」をとるという要件が課されないことに 1 つの眼目がある。特別保護に関する距離基準の削除と非武装化宣言によるその代替は、遺産と生活の両立という思潮を反映するものであると考えられる<sup>60</sup>。また、第 2 議定書は、その運用に関する指針を策定したり、強化保護文化財一覧表への登録について審査・決定したりすることを任務とする、政府代表で構成される「武力紛争の際の文化財の保護のための委員会」（政府間委員会）を設立した。強化保護文化財一覧表への登録は、この委員会の構成国（12 か国）の 5 分の 4 以上の賛成で可能であるとされたことなどから（第 11 条 5 項および 9 項）、特別保護制度よりも強化保護制度は利用が容易なものとさ

57 1995 年 6 月までに 7 か国が肯定的な回答を寄せたといわれる。See JIRI TOMAN, CULTURAL PROPERTY IN WAR: IMPROVEMENT IN PROTECTION: COMMENTARY ON THE 1999 SECOND PROTOCOL TO THE HAGUE CONVENTION OF 1954 FOR THE PROTECTION OF CULTURAL PROPERTY IN THE EVENT OF ARMED CONFLICT 23 n.11, 26-27 (2009)。藤岡他前掲論文（注 30）901 頁も参照。

58 高橋暁「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約第 2 議定書運用指針作成に関する考察：文化遺産危機管理とユネスコ条約の連携」『日本建築学会計画系論文集』653 号 1787, 1790-91 頁（2010 年）参照。

59 藤岡麻理子「世界文化遺産のハーグ条約第 2 議定書強化保護リストへの登録に関する一考察」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』853 頁（2015 年）参照。

60 文化遺産の保護のために付近一帯の住民を移住させるという政策から、移住させずにおくという政策へ変化してきたとはいえ、後者の場合にも生活制限が問題になっているとする指摘として、田代亜紀子「東南アジア地域におけるユネスコ文化遺産保存協力：アンコール遺跡における事例を中心に」『KGPS Review』1 号 59, 61, 64-65 頁（2002 年）参照。

れている<sup>61</sup>。ある文化財を強化保護文化財一覧表に登録するよう非政府組織が委員会に推薦することも可能であるとされ、そのような場合には、委員会が当該文化財の所在国に対して登録を要請するよう促すことができるとされる（第11条3項）<sup>62</sup>。強化保護の対象文化財は、その利用により軍事目標となっている場合などには強化保護の対象から外されるものの、その場合にすら攻撃の対象とするためには、当該攻撃が「唯一実行可能な手段である」こと、「実行可能な予防措置をとる」こと、および、「緊急の自衛上の必要のため状況によりやむを得ない場合を除くほか」、事前の警告や是正のための合理的な期間を与えることなどが要件とされている（第13条）。2016年10月1日現在、強化保護文化財一覧表には10件の文化財が登録されている<sup>63</sup>。

また、武力紛争文化財保護条約の下では具体的な指針の少なかった点、すなわち、「軍事的必要」を理由とする適用除外について、その実体的な要件、ならびに、決定権者および事前の警告などの手続的な要件に関して指針を規定したり（第6条）、攻撃の前に尽くすべき予防措置について、巻き添えによる文化財の損傷が過度になる場合には攻撃を停止することなどの指針を規定したりしている（第7条）。なお、武力紛争文化財保護条約の下では、ブルーシールド標識は、保護される文化財については1枚、特別保護の対象である文化財については3枚を掲示するものとされていたことから、強化保護の対象である文化財についてどのように標識を掲示するかが問題となる。この点については、政府間委員会の後日の決定に委ねられたと考えられている<sup>64</sup>。

---

61 特別保護制度と強化保護制度との比較として、中内康夫「武力紛争の際の文化財保護の国際的枠組への参加：武力紛争の際の文化財保護条約・議定書・第2議定書」『立法と調査』267号27,32頁（2007年）参照。なお、2016年10月現在、京都や奈良が「文化財の集中地区」として指定されるには至っていない。

62 See Jan Hladik, *Diplomatic Conference on the Second Protocol to the Hague Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict, The Hague, Netherlands (March 15-26, 1999)*, 8 INTL J. CULTURAL PROPERTY 526-29 (1999). 高橋前掲梗概（注56）771頁も参照。

63 藤岡前掲梗概（注59）853頁参照（2014年3月現在の一覧表を掲載するが、その内容には2016年10月現在変化がない）。

64 香西前掲論文（注27）42頁参照。

武力紛争文化財保護条約と同時に採択された同条約（第1）議定書は、文化財の掠奪や押収の禁止を規定する武力紛争文化財保護条約第4条3項と第14条を受けて、文化財を占領地から輸出することを占領国が禁止することや、違法に輸出された文化財について善意の取得者に補償を支払ったうえで返還することを義務づけている<sup>65</sup>。このような規定は、陸戦法規慣例規則の第28条（都市の掠奪の禁止）、第46条（私有財産の没収の禁止）、第47条（掠奪の一般的な禁止）、および、第53条（押収される国有動産などの種類の限定）、ならびに、「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」（ジュネーブ第4条約）第33条などによる戦利品を制限する国際法の発展を受けたものである。また、第2次世界大戦の際にナチス＝ドイツが国内のユダヤ人や占領地の教会などから掠奪した文化財の返還や、ソ連がナチス＝ドイツから奪い、戦利品として持ち去った文化財の返還などの問題も、このような規定の背景に存在している。

武力紛争文化財保護条約とその2つの議定書に加えて、いくつかの条約が文化財の保護に関して規定している。1949年の4つのジュネーブ条約の1977年に採択された第1追加議定書の第53条は、武力紛争文化財保護条約の適用を妨げないかぎり、文化財などを軍事上の努力を支援するために利用することと、文化財を対象とする敵対行為をおこなうことを禁止し、第85条4項d号は、文化財などの「特別の保護が与えられるもの」について、所在国がそれを軍事的に利用していないにもかかわらず、それを対象とする敵対行為をおこなうことを、同議定書に対する重大な違反行為であると位置づけている<sup>66</sup>。第85条5項の下で、このような重大

65 日本の文化財不法輸出入規制法第6条は、民法第193条の2年の経過による盗品の即時取得の制度に対する特則として、盗難文化財の返還請求権の消滅の時期を10年延期している。しかし、盗難から12年の経過によって返還請求権は消滅することから、日本は武力紛争文化財保護条約（第1）議定書を批准する際に、返還義務を課す第1条3項について留保を付した。

66 民用物のなかに「特別の保護が与えられるもの」を設定し、それについて二重の保護を与えるという構造は、武力紛争文化財保護条約の特別保護の制度の影響を受けて採用されたものであると指摘される。香西前掲論文（注27）43頁参照。なお、武力紛争文化財保護条約の下で特別保護の対象となる文化財は、民用物としての保護、民用物のうちでも文化財としての保護、文化財のうちでも特別保護の対象である文化財としての保護という三重の保護を受

な違反行為は戦争犯罪であると宣言されている。また、1996年5月3日に改正された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止または制限に関する条約」の第2議定書「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書」の第7条1項i号は、「国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品」等に取り付けるブービートラップ——同議定書第2条3項によれば、「外見上無害な物を何人かが動かし若しくはこれに接近し又は一見安全と思われる行為を行ったとき突然に機能する装置又は物質で、殺傷を目的として設計され、組み立てられ又は用いられるもの」——を禁止している。

このように、武力紛争文化財保護条約などの条約の締結を通して、武力紛争の際の文化財の保護に関する国際法は発展してきた。国家間の武力紛争の場合には、国際法に基づく義務は、紛争当事国が軍の指揮命令系統を通して履行するものと期待できる。かりにそのような義務に違反する作為・不作為によって文化財が損傷した場合には、被害国は加害国の国家機関による国際義務の違反であるとして国家責任を追及し、原状回復や金銭賠償などの形式で救済を追求することができる。もちろん、加害国が救済を与えようとしないこともありうる。通商分野の法などに対する違反に対しては、相互主義に基づいて、被害国が加害国に不利益を課す対抗措置をとり、救済を与えるように促すことが可能である（「国際違法行為に対する国の責任」に関する条文第49条1項）。しかし、自国の文化財を破壊されたから相手国の文化財を破壊するとしたら、国際社会の財産とも考えられる文化財がいつそう失われる悪循環に陥ることになる。それゆえ、文化財の保護について対抗措置としてとりうる措置は制限されている。しかし、通常の状態ならば、国際社会の責任ある構成員であるという評判を失わないために、救済請求に応じるものと期待される。

このような国家間の武力紛争における付随的損傷の防止と異なる構造をもつのが、非国家主体による文化財の意図的な破壊の問題である。

### 3 意図的破壊の防止

国際法は、武力紛争における文化財の保護を国家だけではなく非国家主

---

けることになる。

体にも義務づけようと試みてきた<sup>67</sup>。例えば、武力紛争文化財保護条約第 19 条 1 項は、「国際的性質を有しない武力紛争」の「紛争当事者」に、文化財の「尊重に関する規定を適用する」義務を課している——紛争当事者に平時からの予防措置を期待することが妥当であるかについての疑問などから、条約の他の規定については、それを実施するよう努めることが要請されるに止まっている（同 2 項）。同条約第 2 議定書第 22 条も、同議定書が非国際的紛争に適用されるものと規定している。武力紛争文化財保護条約第 19 条に規定される「尊重に関する規定」が、同条約第 4 条のみを指すのか、その他の条文も含みうるのかについては議論があるといわれるのに対して<sup>68</sup>、第 2 議定書は、そのような議論を不要なものとするために、

67 逆に、非国家主体が文化財の保護に果たすべき役割も認知されるようになってきている。例えば、武力紛争文化財保護条約第 2 議定書第 11 条は、締約国に加えて、ブルーシールド国際委員会（ICBS）やその他の非政府組織が政府間委員会に勧告をおこなうことができると規定している。なお、ブルーシールドを旗印とする運動は、武力紛争の際のみならず自然災害の際の文化財の保護も目的として掲げている。この点は、いわゆる文化財赤十字の構想と共通である。もっとも、後者は、文化財の破壊を防止することのみならず、その保存や修復に関して協働することを重視する点で、前者よりもさらに活動領域が広い。崎谷康文「文化財の保護とユネスコ条約に関する若干の考察」『Research Bureau 論究』創刊号 56, 68 頁（2005 年）参照。文化財赤十字の構想は、武力紛争文化財保護条約の規定する「予防措置」と、世界遺産条約の規定する「保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保する」義務（第 4 条）の履行とを連携させようとする独自の意義がみられるということもできる。なお、1982 年に国際記念物遺跡会議（International Council on Monuments and Sites; ICOMOS）が採択した「戦争によって破壊された記念物の再建に関するドレスデン宣言」は、都市の再建と記念物の保護を、戦後の社会開発と一体をなす課題であると位置づけている。See Declaration of Dresden on the “Reconstruction of Monuments Destroyed by War”, Nov. 18, 1982, available at <<http://www.icomos.org/en/about-icomos/honors-and-awards/179-articles-en-francais/ressources/charters-and-standards/184-the-declaration-of-dresden>>. 文化財の破壊がそれが象徴する精神的な価値の破壊である場合には、そのような価値を回復する試みのなかで、文化財の再建に焦点が当たるのである。原本前掲論文（注 37）137-38 頁参照。

68 香西前掲論文（注 27）40 頁参照。See also TOMAN, *supra* note 40, at 214-15（条約の起草過程や構造を踏まえると、第 4 条以外の条文が規定する義務も原則として含むと解釈すべきであるとして、例えば第 12 条の規定する特別保護の下における文化財の輸送を尊重する義務を挙げる）。

同議定書の全体が原則として適用されるものとしたと考えられる。また、1977年に採択された「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（ジュネーヴ条約第2追加議定書）第16条は、「締約国の軍隊と反乱軍その他の組織された武装集団（この議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの）」との武力紛争について、国際的性質の紛争について規定する同条約第1追加議定書第53条と同じように、文化財を対象とする敵対行為およびその軍事的な利用を禁止している。なお、武力紛争文化財保護条約第2議定書第22条2項は、それが適用される「国際的性質を有しない武力紛争」について、「暴動や単発的・散発的な暴力行為などのような国内の騒乱や緊急状態」は含まれないと制限的に規定し、ジュネーヴ条約第2追加議定書が適用される状況との調和を図っている。

みずからが当事者ではない条約の規定に非国家主体が拘束される根拠が何であるかは難問である。法的には、対象となる紛争がいずれの条約でも「締約国の領域における」ものに限定されていることにかんがみて、非国家主体が締約国の一部に有効な統治権を行使しているかぎり、当該国（の一部）を代表するものとして、当該国の義務を履行するべきものとされることが考えられる（「正統政府の義務継承説」と呼ばれる）<sup>69</sup>。この説明は、叛徒が正統政府として国際的に承認されるようになることを望むかぎり、そのような承認の障害とならないように、当該国が当事国である条約を履行する能力と意思とを表示することが自己利益にかなうという意味で、現実的な説明である。これに対して、叛徒が既存の国内法秩序そのものを否認し、そこから離脱して新たな国家の建設を目標として活動している場合、さらにいえば、既存の国内法のみならず国際法をも否認している場合には、このような説明は現実的ではない<sup>70</sup>。そのような場合には、脱植民

69 赤十字国際委員会、榎本重治、足立純夫訳『ジュネーヴ諸条約解説Ⅰ』51頁（1973年）参照（「叛徒」がジュネーヴ条約共通第3条を適用しなければ、その行動が単なる擾乱または盗賊行為であると認定する証拠になると指摘する）。

70 山田寿則「内戦における戦闘の方法・手段に関する国際人道法の諸規則」『明治大学大学院紀要』31集479,490-91頁（1994年）参照。山田同論文482-84頁も参照（1949年のジュネーヴ条約共通第3条、武力紛争文化財保護条約、

地化の際のクリーン・スレートの原則と同様の処理が望まれるというべきかもしれないのである<sup>71</sup>。そこで、正統政府のみならず叛徒に拘束力を及ぼす慣習国際法が成立しているという説明（「条約の慣習法化説」と呼ばれることがある）もある。しかし、そのような慣習法の成立を基礎づける国家実行や法的確信が存在するかどうかについて疑義が残るうえ、慣習国際法が国家のみならず叛徒をも直接拘束する根拠については十分説明されていないという問題がある<sup>72</sup>。そこで、「其ノ採用シタル条規ニ含マレサル場合ニ於テモ、人民及交戦者カ依然文明国ノ間ニ存立スル慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨリ生スル国際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツ」（陸戦法規慣例条約前文）とするいわゆる「マルテンス条項」に現れている考え方を延長し、文化財を尊重する義務は「人類社会に普遍に存在する『人道の法則、公共の良心の法則』を法典化したものにすぎない」ので、世界法的なものとして叛徒を拘束すると説明するしかないとも考えられる<sup>73</sup>。いずれにしても、問題の核心は、拘束力をもつことをどのように説明するかということよりも、現行の国際法を否認している非国家主体に対して、国際公益の保護を目的とするものとして国際社会に受け入れられている当該規範をどのように遵守させるかという実効性の確保であると考えられる<sup>74</sup>。

非国家主体による文化財の意図的な破壊については、破壊者の意図が十分研究されていないと指摘されている<sup>75</sup>。しかし、例えば、バーミヤン遺跡の大仏の破壊については、「アフガニスタンでは、国際社会のルールが堂々と無視される」ということが、そこを「地上で唯一、正真正銘のイス

---

ジュネーヴ条約第2追加議定書について、条約当事者ではない叛徒が条約に拘束される根拠の問題は「未解決のままである」と指摘する。

71 宮崎繁樹「国際人道法と世界法」『法律論叢』60巻2・3号107,121頁（1988年）参照。「クリーン・スレートの原則」とは、植民地から独立した新国家は植民地時代に当該領域に適用されていた条約すべてを自動的に承継することなく、「白紙の状態」から条約関係を構築する権利をもつとする考え方である。

72 同論文122頁参照。

73 同頁参照。

74 山田前掲論文（注70）491頁参照。

75 原本知実「文化財の政治性と武力紛争：破壊・保護要因の分析を中心に」『国際公共政策研究』11巻1号255,257-60頁（2006年）参照。

ラムに基づく宗教国家である」ということを証明し、一方で、テロリストに対する国際社会による監視や対話の努力を断ち切ることになり、他方で、新たなテロリストをアフガニスタンに向かわせることになったという指摘も現われている<sup>76</sup>。「イスラム国」も、国際社会の現在の秩序そのものに異議を申し立てており、正統政府として国々から承認されることに関心をもっていないように思われる。このような主体に、現行国際法をいかに遵守させるかがここでの課題なのである。もちろん、国内社会でも器物破損（刑法第261条）などの犯罪の発生を完全に防止することはほぼ不可能である。そうであるならば、集権的な政府の存在していない国際社会で、しかも、武力紛争の際に、「犯罪者集団」が文化財を意図的に破壊しても、そのことが国際法システムの欠陥であるということは短絡的であるかもしれない。しかし、「イスラム国」のように一定の領域を支配下に置き、確立した指揮命令系統をもつようにみえる主体が文化財を意図的に破壊しようとするときに、国際法がそれを防止するために十分な規定をもたず、そればかりか既になされた破壊行為に対して、その再発を防止するための強制行動を可能とする規定をもたないならば、国際社会における「法の支配」の基礎となるはずの国際法に欠陥がないということは、やはり困難であるように思われる。

このような事態への対処は、国際法の履行確保に関する通常のシステムというよりは、国際法が機能する前提となる秩序を確立するシステムの役割である。すなわち、「国際の平和及び安全を維持すること」（国連憲章第1条1項）を最重要な目的とする国連の役割、とりわけ、国連の「迅速かつ有効な行動を確保するために」（同第24条）主要な責任を負う安全保障理事会の役割であると考えられる。もちろん、文化財の破壊それ自体が「平和に対する脅威」を構成すると認定するべきかどうかは1つの問題である。しかし、「平和に対する脅威」を構成する事態に対処する際に、文化財の保護のための措置をとることは少なくとも可能である。実際に、安

---

76 高木徹『大仏破壊』358-60頁（文春文庫、2007年）参照。この破壊が純粋に宗教的な動機に基づくものであるといわれることもないわけではない。See CHECHI, *supra* note 9, at 254. しかし、「タリバン政権」は政権樹立直後に破壊を実行したわけではなく、安保理による制裁を牽制するタイミングでこの破壊をおこなったことから、宗教的ではない政治的な動機が働いたように思われる。



保理は、マリ情勢に関する2013年4月25日の決議2100号において、文化的または歴史的な遺跡を保護するために暫定政権を支援することを国際連合マリ多元統合安定化ミッション（United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali; MINUSMA）の任務としている<sup>77</sup>。また、シリア情勢に関する2014年2月22日の決議2139号においても、前文のなかで、すべての紛争当事者に対して、豊かな社会的多様性（societal mosaic）および文化遺産を救助すること、ならびに、世界文化遺産の保護を確実なものとするために適切な措置をとることを要請している<sup>78</sup>。これらに加えて、紛争当事者の間に停戦などが成立した場合に、停戦監視団などの任務に文化財の保護を盛り込むことや、紛争が終了した後に文化財の返還を安保理が決議で義務づけることも可能であると考えられる。実際に、2003年5月22日の安保理決議1483号は、イラクの博物館などから持ち去られた文化財の返還を促進するために必要な措置を取ることを加盟国に義務づけている<sup>79</sup>。「法の支配」の前提となる秩序の確立そのものが課題である状況において、効果的な実力の行使や文民の保護などのさまざまな課題のうち、文化財の保護にどのような優先順位をつけるかは、政治的な決定に委ねられるべき問題なのである。

文化財の意図的な破壊は、国際公序の観点からの重大性に鑑みて、訴追されるべき戦争犯罪であると認められるようになった。このことを初めて明確に規定したのは、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（ICTY）規程第3条d号である<sup>80</sup>。ICTYはこの規定を複数の事件で適用して判決を下

77 See U.N.S.C. Res. 2100 (2013), U.N. Doc. S/RES/2100/2013, at 8, para. 16 (f), available at <[http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/minusma/documents/mali%20\\_2100\\_E\\_.pdf](http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/minusma/documents/mali%20_2100_E_.pdf)>.

78 See U.N.S.C. Res. 2139 (2014), U.N.Doc. S/RES/2139/2014, available at <[http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s\\_res\\_2139.pdf](http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_res_2139.pdf)>.

79 See U.N.S.C. Res. 1483 (2003), U.N. Doc. S/RES/1483/2003, para. 7, available at <<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N03/368/53/PDF/N0336853.pdf?OpenElement>>. See also Pineschi, *supra* note 6, at 15.

80 なお、ニュルンベルグ裁判においても、ゲーリングやローゼンベルグに対して、美術品の掠奪や強制的売却の責任が問われた。See Boylan, *supra* note 20, at 38.ゲーリングの収集した美術品の一覧表が2009年に作成されている。See Andrew Johnson, Goering's Lost Art: Thousands of Paintings Looted by the Nazi War Criminal Are at Last Being Documented, Independent, Feb. 1, 2009,

している。例えば、「ストルガー事件」において、ICTY 上訴裁判部は、部下によるクロアチアのドゥブロヴニク旧市街の破壊を防止する義務の履行を怠ったことを1つの理由として、禁錮8年とする有罪判決を下している<sup>81</sup>。ドゥブロヴニクは1979年に世界文化遺産として登録されており、ユネスコの標章も攻撃側が視認可能な状態とされていたことから、戦争犯罪の実行者はドゥブロヴニク旧市街が文化財として保護される資格を有していたことを認識していたと認定できるとしたのである<sup>82</sup>。また、「プличиッチ等事件」においても、ICTY 第一審裁判部は、ボスニア＝ヘルツェゴヴィナのモスタル古橋の破壊について、禁錮25年などとする有罪判決を下している<sup>83</sup>。モスタル古橋は、軍事的に利用されていたことから正当な軍事目標であったものの、住人にとって象徴的な価値をもつものであったこともあって、その破壊は軍事的利益と均衡を失するものであったとされたのである<sup>84</sup>。「セルビア人」は、モスクなどの他者性をもつ文化財を破壊し、他者の存在を排除しようとしたといわれる。破壊された文化財は、セルビア正教とカトリックのものよりもイスラム教のものに偏っていること、その周辺で戦闘がおこなわれていなくても破壊されていること、内部からの爆破や火災をもたらす兵器によって被害を受けていること、破壊の阻止を妨害するために断水の措置も取られたこと、土台も破壊し瓦礫をただちに処分するなど再建を困難とするべく専門的な技術が用いられた

---

available at <http://www.independent.co.uk/arts-entertainment/art/news/goerings-lost-art-1522536.html>).

81 See *Prosecutor v. Pavle Strugar*, Judgment of July 17, 2008, IT-01-42-A, at 146, available at <http://www.icty.org/x/cases/strugar/acjug/en/080717.pdf>.

82 See *id.* at 104, para. 279. ICTY は、ある地方の遺産に対する攻撃であるにとどまらず、人類の文化遺産に対する攻撃である場合には、悪質性が高いと評価している。See Federico Lenzerini, *The Role of International and Mixed Criminal Courts in the Enforcement of International Norms Concerning the Protection of Cultural Heritage*, in *ENFORCING INTERNATIONAL CULTURAL HERITAGE LAW* 40, 52-53, 59 (Francesco Francioni & James Gordley eds., 2013).

83 See *Prosecutor v. Jadranko Prlić et al.*, Judgment of May 29, 2013, IT-04-74, at 430, available at <http://www.icty.org/x/cases/prlic/tjug/en/130529-4.pdf>. 被告人は本件判決に対して上訴し、2016年10月現在、それが上訴裁判部に係属している。なお、モスタル古橋が破壊されたのは、ベルリンの壁が破られてから4周年の日であった。

84 See *id.* at 22, para. 59, at 63, para. 175.

ことなどから、イスラム教が存在する表象を消滅させるという意図の下に破壊されたと考えられている<sup>85</sup>。つまり、「セルビア人」は、ムスリムという他者と共存してきた歴史の象徴としてモスタル古橋を破壊し、「以前のような共存は不可能であることを示した」と指摘されるのである<sup>86</sup>。

これらの事件における判決を通して、ICTYは、文化財の破壊が信仰の相違による差別的な意図に基づいておこなわれた場合には、人々の宗教的なアイデンティティに対する攻撃であると考えられることから、人道に対する罪のうち「虐待」に当たるとするという進化的な解釈もおこなっている<sup>87</sup>。これに対して、「文化的ジェノサイド」という概念が「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」の準備作業においても明示的にその対象から排除されていることや、ジェノサイド罪の構成要件は肉体的・生物学的な傷害に限られていることから、文化的・社会的なアイデンティティを消滅させるための文化財などの破壊は、それ自体としては、ジェノサイドには当たらないと考えられる。もっとも、文化財の破壊は殺人や傷害の背後に存在するジェノサイドの故意の証拠となる<sup>88</sup>。

ICTY 規程を受けて、「国際刑事裁判所（ICC）に関するローマ規程」も、第8条2項において、歴史的建造物などに対する故意の攻撃を戦争犯罪の1つとして挙げ（国際的な武力紛争の場合について b 号 ix；国際的性質を有しない武力紛争の場合について e 号 iv）、それらの行為について ICC の管轄権を設定している。実際に、ICC 第一審裁判部は、2016年9月27日の「アル＝マフディ事件」判決において、マリのトンブクトゥの10件の霊廟などの破壊を主導した被告人に対して、禁錮9年とする有罪判決を下した<sup>89</sup>。判決は、アル＝マフディが破壊を監督したこと、破壊のための道具を準備したこと、指令を下し道徳的な裏付けを与えたこと、5件については自身が破壊に参加したこと、そして、報道関係者に向けて破壊を正当化したことを犯罪事実として挙げている<sup>90</sup>。なお、この破壊につ

85 原本前掲論文（注37）134-37頁参照。

86 同論文136-37頁参照。

87 See Lenzerini, *supra* note 82, at 49-52.

88 See *id.* at 53-55.

89 See Prosecutor v. Ahmad al Faqi al Mahdi, Judgment of Sept. 27, 2016, at 49, available at <[https://www.icc-cpi.int/CourtRecords/CR2016\\_07244.PDF](https://www.icc-cpi.int/CourtRecords/CR2016_07244.PDF)>.

90 See *id.* at 23-25, para. 40.

いては、世界遺産委員会がトンブクトゥの遺産を危機遺産一覧表に掲載したことが実行者集団の反偶像崇拜主義的な感情を焚きつけ、意図的な破壊を開始させたといわれる<sup>91</sup>。

文化財の意図的破壊が戦争犯罪を構成することは、2001年のカンボジア特別法廷（ECCC）設立規程第7条などにおいても確認されており<sup>92</sup>、現在では慣習国際法の規則であるということが可能であると考えられる。

国際裁判所によって個人が処罰される可能性が存在することが文化財の破壊を防止する効果をもつかどうかはまだ検証されていない。しかし、2003年のユネスコの文化遺産意図的破壊防止宣言でうたわれている各国による効果的な制裁が確立されるならば、そのような国内的な制度とあいまって、そのような効果をもつことが期待できるかもしれないと思われる。

#### 4 おわりに

自己の信仰にかかわる建造物などや自己の趣味にかなう絵画などを保護することは広くおこなわれてきたと思われる。18世紀半ばにヴァッテルはすでに、「寺院、墓所、公共建築物、注目すべき美をもつすべての建造物のような、人類の誇りでありかつ敵に力を加えることのない建造物は危害を加えられてはならない」<sup>93</sup>と記述していた。この記述については、「当時ヨーロッパで形成されつつあった慣習国際法を叙述したもの」と評されることがある<sup>94</sup>。もっとも、法的確信をともなう慣行というよりも君主の間の礼讓であると考えられていたとする指摘もある<sup>95</sup>。さらに、ヴァッテルは、「戦争の遂行を継続するため、または包圍攻撃計画を押し進めるた

---

91 See Lenzerini, *supra* note 82, at 60.

92 See Law on the Establishment of Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia for the Prosecution of Crimes Committed During the Period of Democratic Kampuchea, Oct. 27, 2004, NS/RKM/1004/006, Article 7.

93 「芸術の記念碑および建造物のモデル」は危害を免れるべきであるとも記述する。See 3 E. DE VATTEL, *THE LAW OF NATIONS OR THE PRINCIPLES OF NATURAL LAW* 293 (Classics of International Law, Charles G. Fenwick transl., 1916) (1758).

94 香西前掲論文（注27）38頁参照。

95 See Stephan Wilske, *International Law and the Spoils of War: To the Victor the Right of Spoils: The Claims for Repatriation of Art Removed from Germany by the Soviet Army During or as a Result of World War II*, 3 *UCLA J. INTL L. & FOREIGN AFF.* 223, 244 (1998).

めに、そのような性質の建造物を破壊する必要がある場合には、そうする権利があることには疑いが無い<sup>96</sup>と続けていることにも注意が必要である。ヴァッテルが意思国際法の下ですら絶対的に非難されるとするのは、「明らかな必要性または緊急の理由がないにもかかわらず」優勢な当事者が公共記念碑などを意図的に破壊することに限られているのである<sup>97</sup>。結局、自己の信仰と異なる信仰の対象であるにもかかわらず、それが文化財であるがゆえにそれを保護すべきであるという考えや、悪趣味であると思う絵画なども文化財であるかぎり破壊すべきではないという考えが広まったのは、比較的最近のことであるというべきである。

「文化財ナショナリズム」は、人々のアイデンティティを国家が「国民」へと集約しようとした時代、とりわけ総力戦の時代に強まり、第2次世界大戦後の旧植民地の独立などを受けて、その傾向はさらに強まっているように思われる<sup>98</sup>。とりわけ、文化財不法輸出入禁止条約は、国際法の発展の方向が「文化財インターナショナリズム」から離れ、「文化財ナショナリズム」に向かう傾向の端緒をなしたといわれる<sup>99</sup>。しかし、問題は、ユネスコ事務局長が魔法の杖を一振りすると世界中の文化財が空中を飛び回り、それらの原産国に据え直されるという事態が望ましいかどうかである<sup>100</sup>。「各人民が世界の文化にそれぞれ寄与していることから、いずれの人民に属する文化財に対する損傷も全人類の文化遺産に対する損傷を意味する」という武力紛争文化財保護条約前文でうたわれた「文化財インターナショナリズム」の考えは、総力戦が核兵器の開発とあいまって人類の存亡を左右することができるようになった現代に、「文化財ナショナリズム」に対抗するものとして見直されるべきものであると考えることもできる<sup>101</sup>。

文化財の意図的破壊は、日本の明治時代の廃仏毀釈を想起するまでもな

96 See Vattel, *supra* note 93, at 294.

97 See *id.* at 295.

98 See Merryman, *supra* note 10, at 850. See also Warring, *supra* note 8, at 246-48.

99 See Warring, *supra* note 8, at 251-52. See also Kathleen Anderson, *The International Theft and Illegal Export of Cultural Property*, 8 NEW ENG. J. INTL & COMP. L. 411, 418-19 (2002).

100 See Warring, *supra* note 8, at 259.

101 See *id.* at 233.

く歴史的に普通にみられた行為である。旧約聖書に記された十戒が偶像崇拜を禁止していると考えられたことから、8世紀に、東ローマ皇帝たちは聖像、モザイク、フレスコ画などの破壊を命じた。その結果、大型のモザイクは5つしか現存しないとされる<sup>102</sup>。このような歴史に鑑みるならば、「イスラム国」などの行為は特異な現象ではない。それに対して、それを防止しようとする試みの方は比較的新しい課題である。この難題にどのように取り組んでいくのかという課題は、国際社会の地殻変動を反映する国際法学の大きな課題である。

---

102 See Brian Bengs, *Dead or Arrival?: A Comparison of the UNIDROIT Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects and U.S. Property Law*, 6 *TRANSNATL. L. & CONTEMP. PROBS.* 503, 518 (1996).